

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生活支援センター
- 3 代表者の氏名
古川 文雄
- 4 主たる事務所の所在地
阿賀野市中央町二丁目9番30号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、現代社会では忘れがちになった地域住民との協力による葬儀ができるような場を提供することにより、葬儀費用の軽減と地域住民のつながりを大切にしたい別れの場、故人を偲ぶための場の演出を図り、地域の活性化と葬儀に係わる消費者保護及び地域と子供の係わりを大切にしたい町づくり、また失われて行く産業の再生を通じて地域経済が発展し住みよい社会を構築することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 消費者の保護を図る活動
 - (2) 経済活動の活性化を図る活動
 - (3) 社会教育の推進を図る活動
 - (4) まちづくりの推進を図る活動
 - (5) 子どもの健全育成を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(目的) 第3条 <u>この法人は、本来人間として持つべき基本的な権利を大切に、市民が互いに支え合う格差の無い住みよい地域社会を構築するため、主に葬儀や子供等の支援に関する事業を行い、誰でもが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。</u></p> <p>(事業) 第5条 (略) (1) ～(4) (略) (5) <u>公的施設の管理運営に関する事業</u> (6) <u>子供食堂の運営</u> (7) <u>子供学習教室の開催</u> (8) <u>その他この法人の目的を達成するために必要な事業。</u></p>	<p>(目的) 第3条 <u>この法人は、現代社会では忘れがちになった地域住民との協力による葬儀ができるような場を提供することにより、葬儀費用の軽減と地域住民のつながりを大切にしたい別れの場、故人を偲ぶための場の演出を図り、地域の活性化と葬儀に係わる消費者保護及び地域と子供の係わりを大切にしたい町づくり、また失われて行く産業の再生を通じて地域経済が発展し住みよい社会を構築することを目的とする。</u></p> <p>(事業) 第5条 (略) (1) ～(4) (略) (5) 施設の管理運営に関する事業 (追加) (追加) (6) <u>その他この法人の目的を達成するために必要な事業。</u></p>